

■ 業務仕様書

産婦健康診査の項目及び内容

1 産婦健康診査業務

(1) 対象者

北九州市に住所を有する産婦

なお、上記に関わらず、助成することについて市長が特に必要と認める場合は、この事業の対象者とする

(2) 実施時期

原則として産後 1 か月以内

ただし、上記期間中に実施できない場合は、産後 8 週間以内までに実施して差し支えない

(3) 回数

1 出産につき原則として 1 回

ただし、エジンバラ産後うつ病質問票（E P D S）9 点以上などで、助産師が産後うつ症状の疑いありと認めた場合は、1 出産につき 2 回まで実施可

(4) 実施方法

「北九州市産婦健康診査受診票」を提示した産婦に対し健康診査を行う

(5) 健診票等の提出

各助産所は毎月 1 回、下記書類を県助産師会を通じて発注者に提出する

- ・北九州市産婦健康診査受診票（請求用（区役所控））
- ・母子健康手帳中「出産の状態（区役所控）」

2 健康診査の項目

(1) 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）

(2) 体重・血圧測定

(3) 尿検査（蛋白・糖）

(4) 育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票（E P D S）、赤ちゃんへの気持ち質問票

(5) 子の発育状況や栄養状態等

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

4 その他

本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定するものとする